



○表彰
退任役員議員・退職支部職員
健康優良家庭(者)

第97回組合会開催

平成29年7月10日(月)
新潟東映ホテル

新 健

新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856 ~ 8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp/

●発行人
理事長 富永武司

第100号

第97回組合会 理事長挨拶

本日は大変お忙しい中、組合会議員の皆様には第九十七回組合会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、皆様方には日頃より、建築国保の運営に特段のご理解とご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

「役員・組合会議員の改選について」さて、平成二十九年度の国保事業がスタートして、早くも三ヶ月が経ちましたが、今年度は二年に一度の役員・組合会議員の改選がありました。役員においては十五名のうち六名が、組合会議員は、百名のうち、約三分の一に当たる三十五名の方々が交代されました。

現在、私たち新建国保の組合員数は約九千名でございます。本日、初めて国保組合へご出席いただいている方もいらっしゃると思いますが、私たち役員と組合会議員は、九千名の代表として、組合員とその家族合せて約一万九千名の加入者の皆さんの保険と健康の保持・増進のために、国保の運営に当たらなければならぬと考えております。

私は、新しく役員や組合会議員になられた皆様の力と、経験豊かなベテラン役員や組合会議員の皆さんの知恵により、この国保組合をより良い未来へ導いていただけるものと確信しております。本日の組合会、そして、そのあとの交流会においても皆様と建設的な意見交換ができることを楽しみにしております。

「平成二十八年度決算について」さて、本日の組合会のメインテーマは平成二十八年度の決算であります。お手元の配布資料にございますように、

二十八年度は約二千五百万円の単年度赤字決算という結果でした。これで平成二十一年度以来、八年連続の単年度赤字決算となりました。

二十八年度は黒字決算の可能性の中で推移してまいったわけですが、結果的には国からの補助金が一億九千万円余り減少した影響が響いた結果、赤字決算となりました。しかし、単年度収支が赤字決算となったことは大変残念なことである一方で、一億九千万円という巨額な補助金の減少を考えると、比較的小幅な赤字額で済んだともいえるのではないのでしょうか。

なお、補助金減少の要因は三点あります。一つ目は、二十八年度は医療費そのものが減少したこと、二つ目は当組合加入の皆様の平均所得が上昇したこと、そして、三つ目は補助率の低い特定被保険者の加入率が上昇したことです。

一つ目の医療費そのものが減少したことについては、皆様の健康に対する意識の高さや、ご努力によるところが大きいものと思っておりますが、それに加えて、各種健診事業や予防接種等の保健事業の効果も忘れてはならないと考えております。

二つ目の平均所得について少し詳しく申し上げますと、国保組合の補助金は、加入者の平均所得が上昇すると減額され、平均所得が低下すると増加するという仕組みです。実は、去る平成二十六年年度の所得調査の結果、従来よりも平均所得が上昇したことが平成二十八年度の補助金に反映され、その結果、補助金の減額に繋がる一つの要因となりました。

三つ目の特定被保険者とは、平成九年九月一日以降に当組合へ加入し、健保適用除外を受けて加入している方は、

特定被保険者と呼ばれ、社会保険の協会けんぽ並みの十三%という低い補助率が適用されるという仕組みによるものです。これらの傾向は今後も強まるのが予想され、国からの補助金が増加するという事は考えにくいものと思っております。

「国保組合の国庫補助について」

次に、国保組合関係の動きとしましては、所得の高い国保組合に対する定率補助の引き下げが昨年度から五年間かけて段階的に実施されています。これまでは全ての国保組合が加入者の平均所得に関係なく、定率で三十二%の補助金をいただいていたまいりました。例えば、平均所得が二四〇万円を超える医師国保も、平均所得が六十五万円の当組合も定率補助は三十二%でありました。一昨年の制度改正により、所得の高い医師国保等は、定率補助が協会けんぽ並みの十三%にまで引き下げられることになり、昨年度から段階的に補助金の引き下げが始まっています。

結果的に平均所得が低い当組合は、引き続き三十二%の定率補助を確保したわけですが、支出の約九割を占める医療費などの「保険給付費」や、七十五歳以上の後期高齢者の医療費を支える「後期高齢者支学金」、介護保険を支える「介護納付金」は少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により、今後とも引続き上昇していく見通しです。当組合も三十二%の定率補助を維持できたからといって、決して安心していられるものではありません。

また、この改正により、国保組合の定率補助が十三%から三十二%まで、十一の区分に細かく分けられたことに伴い、従来は五年に一度実施してきた「所得調査」を来年度以降、三年に一度実施することも決定しています。この所得調査は、国からの補助金を大きく左右するものでもありますので、組合員と家族の皆様方の調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

「市町村国保と組合国保の動向について」

一方、市町村国保については、ご案内のとおり、平成三十年度から県が運営主体になるという大改革に向けての準備が進められているところであります。これにより、形の上では市町村国保は県単位に一本化されるわけですが、この国保法の改正に伴う付帯決議では、「国保組合については今後とも自主的な運営に基づいた保険者機能を発揮できるように必要な支援を行う」とされております。私どもの国保組合については平成三十年以降も現在の独立した形を維持しながら、同種同業の組合組織の良さを活かした事業運営が国からも期待されているところであります。

「マイナンバー制度について」

次に、昨年一月から施行されたマイナンバー制度については、既に加入されている皆様のマイナンバーは「地方公共団体情報システム機構」から直接取得済みであります。

このマイナンバー制度については来月、八月から試行運用を行い、秋頃の本稼働に向け、事務局においても様々なテストを進め、本格稼働に備えております。

本格稼働となりますと、住民票等の提出が省略可能となることで、支部の窓口業務にも影響があることと思っておりますが、ご加入者の皆様の利便性に資するところでもありますので、ご協力をお願いするところであります。

「健康づくり事業について」

また、昨年度まで上・中・下越地区国保協会と各支部にお願いしていた「健康づくり交付金事業」については今年度からは原則、「顔が見え、声が聞こえる支部単位で実施すること」や「各地区国保協議会の役員を本部の役員が担当すること」と改正した上、実施しているところであります。今年度は改正初年度ということで様々な課題が出てくるかもしれませんが、来年度以降につなげられるよう、支部の皆様には前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

なお、現在、各支部に対してまして、平成二十九年度の取り組みについてアンケート調査を実施中でございます。

加入者の健康の保持・増進を目指す保健事業への積極的な取り組みは、国からも奨励されており、国保組合に対するインセンティブという形で補助金に反映されることが来年度以降、本格的に導入されようとしております。当組合もそれに応える形で、今年度からは詳細な医療費分析に基づく保健事業であるデータヘルス計画を推進してまいります。国を挙げて「治療医療」から「予防医療」へと大きく舵を切っていることを皆さんにも強く意識していただきたいと思います。

また、これらのほかにも、今年度は九月に「保険料検討委員会」を新たに発足し、組合財政を運営する上で、今後の保険料の在り方等についての協議も始まるうとしております。そういったことを活かしながら、建築国保組合が一丸となって前に進めるよう力を尽くしてまいり所存でありますので、今後ともご理解とご協力をよろしく願いたします。

それでは、このあと、慎重審議のほどお願いいたしますので、私の挨拶とさせていただきます。

第97回組合会は、平成29年7月10日(月)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

藤田理事(上越北)の司会により、朝妻副理事長(新潟)の閉会挨拶、物故者に対する黙祷、富永理事長の挨拶の後、榎原進議長(寺泊)、青代建一副議長(糸魚川)の進行により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 組合会議員の異動報告について |
| 第2号議案 | 平成28年度事業実績の認定について |
| 第3号議案 | 平成28年度歳入歳出決算の認定について |
| | 【監査報告】 |
| 第4号議案 | 平成28年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について |



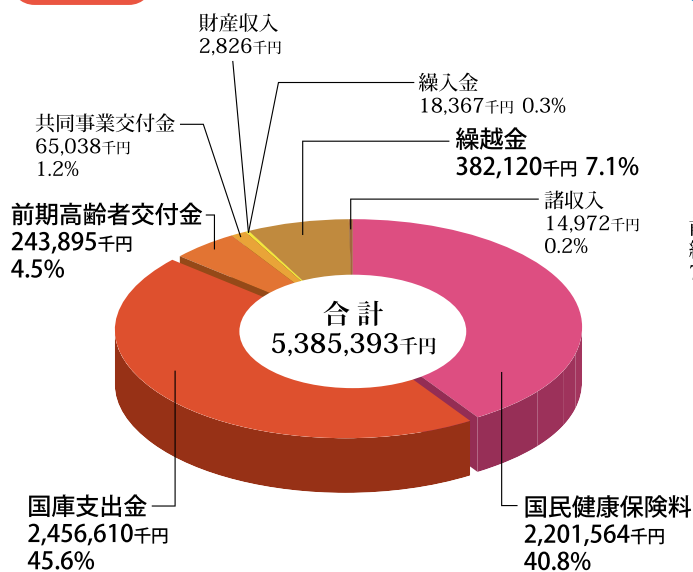
議事終結後、本名副理事長(中之島)の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。

閉会后、退任役員議員・退職支部職員の表彰、平成28年の健康優良家庭(者)の表彰を行い、全日程を終了しました。

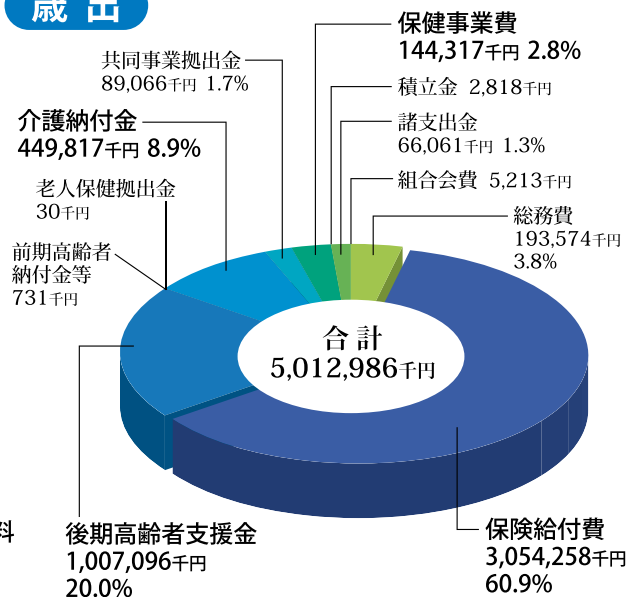
平成28年度 歳入歳出決算構成

(単位:千円)

歳入



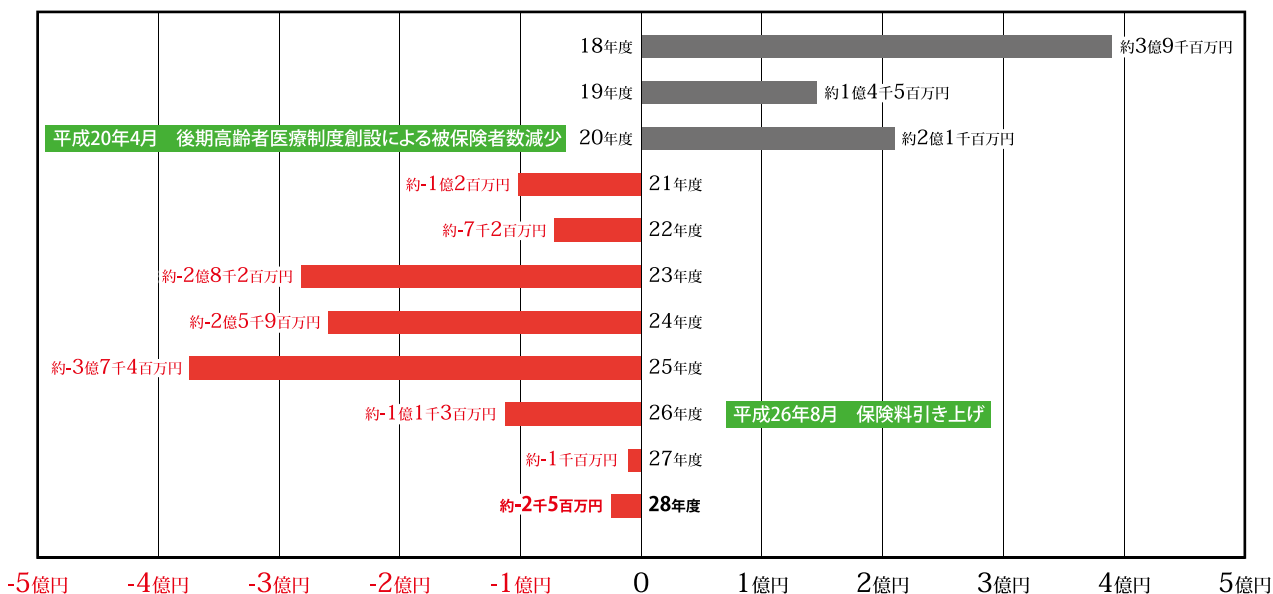
歳出



歳入歳出差引金額 **372,407千円**

- 前期高齢者交付金は前年度より1億2,000万円以上増加しているが、歳入歳出差引金額は前年度より約970万円減少。
- 単年度収支は約2,500万円の赤字(下図参照)。

年度別単年度収支



- 平成28年度の単年度赤字は、国庫支出金(国の補助金)約1.9億円の減少が主な要因として考えられます。

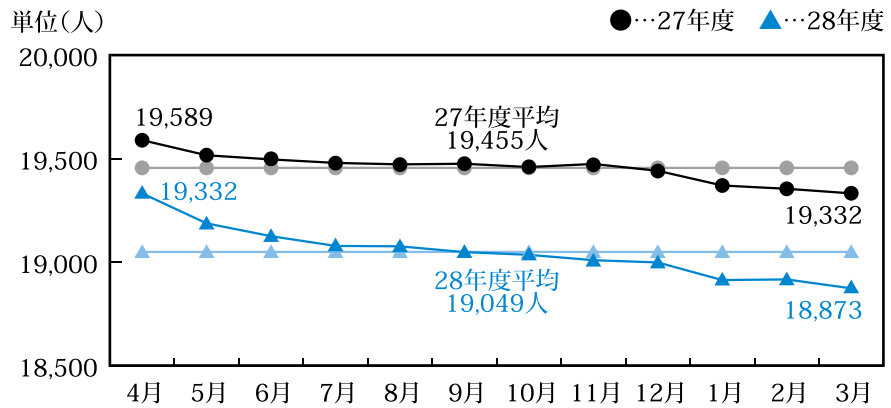
<国庫支出金の減少理由>

- ① 補助対象である医療費自体の減少。
- ② 平成26年度の所得調査結果が、平成21年度の前回所得調査時より高くなったことによる補助算定率の減少。
- ③ 組合特定被保険者の加入率上昇。※

※組合特定被保険者とは、平成9年9月1日以降、組合員になった方のうち、適用除外の承認を受けた組合員とその家族のこと。補助率が32%ではなく、13%となっている。平成29年7月末現在の人数は、2,696人。加入者に占める割合は、平成20年の6.1%から14.4%へ上昇している。

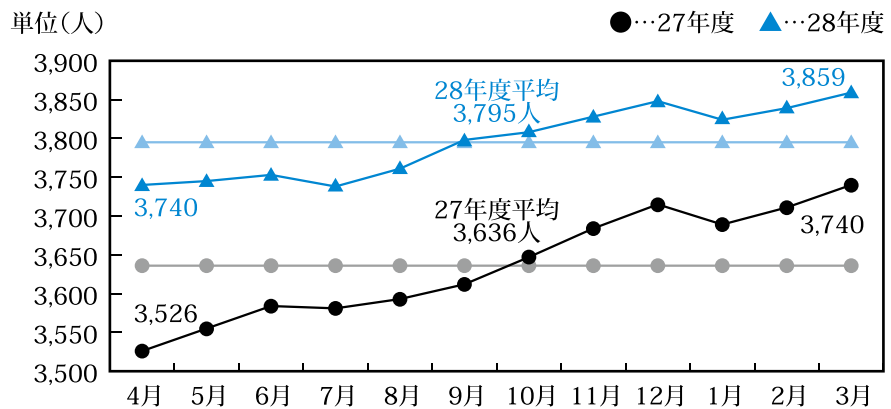
組合員・家族数の月別状況

※被保険者(加入者)数は、前年度より459人減少しました。長期減少傾向が継続しています。



前期高齢者(65~74歳)数の月別状況

※前期高齢者は、前年度より119人増加し、ついに加入者の5人に1人が高齢者となりました。



支部別被保険者数(29年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計
新潟東	1,206	1,335	2,541
阿賀北	719	829	1,548
新津	186	198	384
西蒲	679	864	1,543
東蒲	37	27	64
佐渡	91	99	190
白根	201	224	425
村上	161	236	397
岩船	263	295	558
五泉	152	207	359
亀田	78	90	168
横越	43	44	87
下越計	3,816	4,448	8,264

支部名	組合員	家族	合計
長岡	445	511	956
三条	220	255	475
加茂	87	106	193
見附	93	90	183
栃尾	110	108	218
田上	58	74	132
栄町	46	60	106
中之島	50	72	122
下田	79	99	178
三島	70	78	148
与板	32	37	69
和島	47	40	87
出雲崎	28	24	52
小千谷	156	168	324
北魚	138	153	291
塩沢	86	104	190
六日町	118	118	236
大和	52	71	123
十日町	516	563	1,079
川西	60	59	119
津南	112	118	230
柏崎刈羽	370	359	729
寺泊	37	47	84
越路	97	117	214
中越計	3,107	3,431	6,538

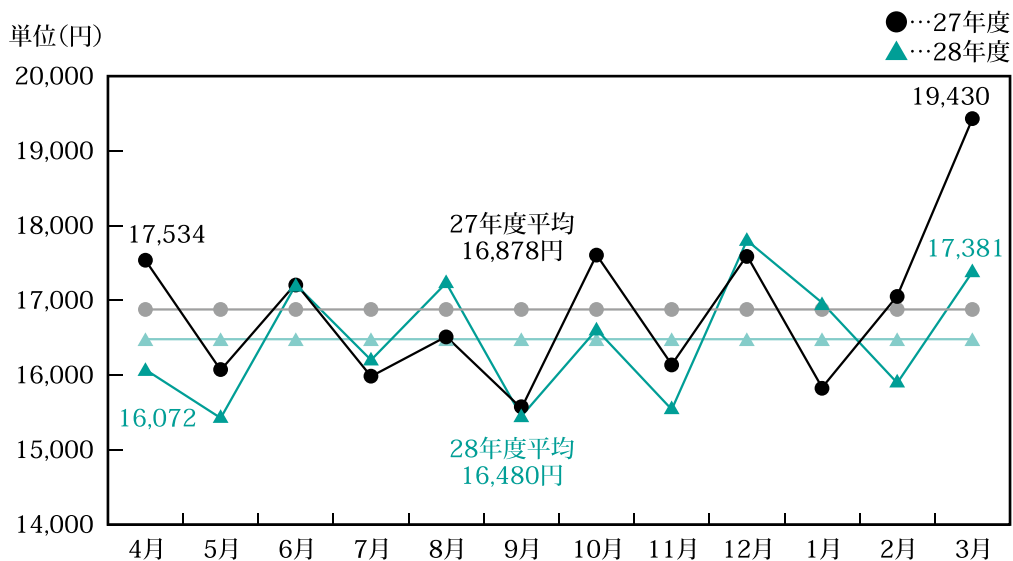
支部名	組合員	家族	合計
上越南	490	506	996
上越北	372	402	774
頸南	280	283	563
柿崎	87	95	182
大潟	44	49	93
吉川	32	35	67
頸城	57	71	128
板倉	78	94	172
三和	89	102	191
糸魚川	244	261	505
能生	97	113	210
名立	62	57	119
清里	36	35	71
上越計	1,968	2,103	4,071

※被保険者が減少傾向にある中、前年度比で増加支部が18支部あります。ご努力に感謝します!

合計

組合員	家族	合計
8,891	9,982	18,873

被保険者の医療費の状況(月別1人当り)



※平成28年度の医療費は約30億円でしたが、1人1ヶ月当り医療費は398円減少しています。健診等の疾病予防事業の効果と考えられます。

平成28年 健康優良家庭(者)

(単位：件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	16	13	7	36
健康優良者	170	168	108	446
合計	186	181	115	482

※平成28年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

感謝状被贈呈者

(敬称略)

表彰規程2条第1号該当者(9名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	松 田 道 佳	H19. 4. 1 ~ H29. 3.31	10年 0ヶ月
新 津	小 林 清 吾	H 5. 4. 1 ~ H29. 3.31	24年 0ヶ月
岩 船	藤 原 義 正	H19. 4. 1 ~ H29. 3.31	10年 0ヶ月
長 岡	吉 田 秀 夫	H 5. 4. 1 ~ H29. 3.31	24年 0ヶ月
田 上	山 田 勝 義	H19. 2. 5 ~ H29. 2. 5	10年 0ヶ月
小 千 谷	村 山 正 三	H19. 4. 1 ~ H29. 3.31	10年 0ヶ月
柏崎・刈羽	小 林 幸 一	H11. 4. 1 ~ H29. 3.31	18年 0ヶ月
上 越 北	小 林 久 春	H15. 4. 1 ~ H29. 3.31	14年 0ヶ月
頸 南	古 川 隆 夫	H13. 4. 1 ~ H29. 3.31	16年 0ヶ月

表彰規程2条第1号：組合の役員又は組合会議員として在職10年以上の者

表彰規程2条第2号該当者(18名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	伊 藤 重 幸	H22. 4. 1 ~ H29. 3.31	7年 0ヶ月
西 蒲 燕	川 上 則 雄	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	佐 藤 廣 司	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
西 蒲 燕	武 田 晃 二	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
佐 渡	下 野 光 雄	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
五 泉	高 岡 正 巳	H21. 4. 1 ~ H29. 2. 9	7年10ヶ月
横 越	鈴 木 勝 栄	H23. 4. 1 ~ H29. 2. 5	5年10ヶ月
長 岡	藤 塚 栄 司	H21. 4. 1 ~ H29. 3.31	8年 0ヶ月
見 附	大 竹 俊 夫	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
与 板	渡 邊 春 雄	H25. 1.25 ~ H29. 3.31	4年 2ヶ月
大 和	上 村 誉	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
十 日 町	水 落 勉	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
十 日 町	上 村 一 之	H23. 4. 1 ~ H29. 3.31	6年 0ヶ月
柏崎・刈羽	田 中 里 司	H23. 4. 1 ~ H29. 3.31	6年 0ヶ月
上 越 南	山 本 誠 二	H23. 4. 1 ~ H29. 3.31	6年 0ヶ月
頸 南	丸 山 嘉 之	H25. 4. 1 ~ H29. 3.31	4年 0ヶ月
大 潟	熊 木 昌 利	H21. 2.14 ~ H29. 2.18	8年 0ヶ月
頸 城	川 口 孝 一	H21. 4. 1 ~ H29. 1.17	7年 9ヶ月

表彰規程2条第2号：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤めた者

表彰規程2条第4号該当者(1名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
岩 船	桑 原 則 子	H 6. 6. 1 ~ H29. 2.28	22年 9ヶ月

表彰規程2条第4号：支部の職員であって、国保業務に10年以上携わった者

新潟県建築国民健康保険組合 組合会議員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

定員100名

No.	支 部 名	氏 名	備 考
1	新 潟	小田島 久	
2	"	永 原 豊 一	
3	"	高 橋 達 平	
4	"	吉 田 公 周	
5	"	渡 邊 敏 博	
6	"	齋 藤 雅 則	
7	"	水 吉 重 幸	
8	"	山 岸 幸 治	
9	"	山 際 憲 治	
10	"	山 崎 明 博	
11	"	南 学	
12	"	小 島 満	
13	阿 賀 北	山 口 一 夫	
14	"	高 田 信 夫	
15	"	本 間 重 雄	
16	"	那須野 龍 司	
17	"	齋 藤 信 一	
18	"	奥 村 汎 万	
19	"	倉 島 清 志	
20	"	本 田 勝 藏	
21	新 津	吉 川 悟	
22	"	長 井 直 人	
23	西 蒲 燕	下 村 高 博	
24	"	山 下 剛 士	
25	"	椎 谷 年 春	
26	"	荒 木 秀 夫	
27	"	船 山 和 浩	
28	"	皆 川 俊 彦	
29	"	本 多 締 英	
30	"	加 藤 長 英	
31	東 蒲	岡 邨 守	
32	佐 渡	飯 島 次 郎	
33	白 根	小 竹 行 雄	
34	"	田 中 敏 明	
35	村 上	伊 藤 和 人	
36	"	山 口 信 三	
37	岩 船	中 山 勝 博	
38	"	横 山 耕 平	
39	"	馬 場 俊	
40	五 泉	今 井 一 智	
41	"	原 健 一	
42	亀 田	渡 部 睦 夫	
43	横 越	駒 沢 辰 二	
44	長 岡	遠 藤 英 夫	
45	"	石 澤 聡	
46	"	栗 林 浩 二	
47	"	林 宏	
48	三 条	小 林 健 人	
49	"	皆 川 靖 宏	
50	加 茂	近 藤 光 春	

No.	支 部 名	氏 名	備 考
51	見 附	板 垣 孝 一	
52	栃 尾	酒 井 正 幸	
53	田 上	渡 邊 勝	
54	栄	阿 部 教 夫	
55	中 之 島	佐 藤 岩 太	
56	下 田	渡 辺 良 三	
57	三 島	長谷川 倫 一	
58	与 板	篠 田 勝 行	
59	和 島	小 林 久 史	
60	出 雲 崎	名古屋 長 一	
61	小 千 谷	本 田 剛	
62	"	新 野 忠 直	
63	魚 沼	荒 井 英 夫	
64	"	小 玉 晃	
65	塩 沢	関 勝 弘	
66	六 日 町	若 井 和 重	
67	大 和	石 田 剛	
68	十 日 町	山 田 和 博	
69	"	中 嶋 文 雄	
70	"	高 野 孝 雄	
71	"	佐 藤 正 明	
72	川 西	星 名 智	
73	津 南	山 田 利 行	
74	柏崎刈羽	西 村 伸 美	
75	"	矢 代 孝 之	
76	"	橋 爪 淳	
77	寺 泊	桑 原 進	議 長
78	越 路	丸 山 俊 夫	
79	上 越 南	藤 本 武 雄	
80	"	横 山 隆 敏	
81	"	綿 貫 敬 史	
82	"	樋 口 博	
83	"	上 野 喜 浩	
84	上 越 北	小 山 秀 寿	
85	"	平 浜 清 行	
86	"	草 間 幸 三	
87	頸 南	金 子 德 雄	
88	"	古 川 晶 茂	
89	柿 崎	三 牧 浩 幸	
90	大 潟	山 田 彰 一	
91	吉 川	坂 口 茂	
92	頸 城	藤 田 幸 一	
93	板 倉	古 沢 春 雄	
94	三 和	坪 野 敏 雄	
95	糸 魚 川	原 安 義	
96	"	青 代 建 一	副 議 長
97	"	室 橋 竜 二	
98	能 生	藤 岡 勉	
99	名 立	渡 辺 一 夫	
100	清 里	武 田 信 幸	

新潟県建築国民健康保険組合 地区国保協議会役員選出名簿

自 平成29年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

【下越地区】

役職	支部	氏名	選出区分	
			本部	組合会議員
会長	新潟	朝妻勝人	副理事長	
副会長	阿賀北	佐藤政己	法令遵守担当理事	
理事	西蒲燕	村井和夫	理事	
〃	白根	小竹行雄		○(支部長)
〃	岩船	堀隆一	理事	
監事	新潟	鴨井俊也	監事	
〃	新津	吉川悟		○(支部長)

【中越地区】

役職	支部	氏名	選出区分	
			本部	組合会議員
会長	中之島	本名浩利	副理事長	
副会長	長岡	加藤佐一郎	理事	
理事	川西	南雲隆	〃	
〃	十日町	尾身稔	〃	
〃	越路	丸山俊夫		○(支部長)
監事	三条	永井龍雄	監事	
〃	下田	渡邊良三		○(支部長)

【上越地区】

役職	支部	氏名	選出区分	
			本部	組合会議員
会長	上越南	富永武司	理事長	
副会長	上越北	藤田久幸	理事	
理事	上越南	藤本武雄		○(支部長)
〃	頸南	岡田良吉	理事	
〃	能生	藤岡勉		○(支部長)
監事	糸魚川	白岩佐歳	監事	
〃	清里	武田信幸		○(支部長)

「地区国保協議会の役割」

- 1、総会等における地区の健康づくり事業推進に関する事業
- 2、2年に1回の役員等改選期における理事・監事・組合会議員の選出

新潟県建築国民健康保険組合 保険料検討委員会 委員選出名簿

自 平成29年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

(定員12名)

区 分	支 部	氏 名
理 事	阿 賀 北	佐 藤 政 己
〃	長 岡	加 藤 佐一郎
〃	上 越 北	藤 田 久 幸
〃	外 部 理 事	室 賀 美津雄
組合会議員	西 蒲 燕	椎 谷 年 春
〃	新 津	長 井 直 人
〃	村 上	伊 藤 和 人
〃	栄	阿 部 教 夫
〃	栃 尾	酒 井 正 幸
〃	塩 沢	関 勝 弘
〃	上 越 南	綿 貫 敬 史
〃	糸 魚 川	原 安 義

「保険料検討委員会の設置目的」

保険料検討委員会は、少子高齢化の進展や医療費等が年々上昇する状況の中、今後の保険料の適正な金額や、保険料の賦課方法（保険料の割り当て方）のあり方等について検討するため、今年度新たに設置された委員会です。

全県合計

建築国保組合に加入ができる土木建築業職種一覧表(全44職種及び加入者数)

皆さんのまわりに勧誘できる人はいませんか？

平成29年7月末現在

No.	職 種	人数	No.	職 種	人数	No.	職 種	人数
1	建築大工	4,615	16	木工(建築工事のみ)	32	31	機械器具設置工	6
2	型枠大工	152	17	たたみ工	52	32	さく井工	8
3	左官工	310	18	内装工	346	33	しゅんせつ工	0
4	とび工	282	19	表具工(建築工事のみ)	21	34	清掃施設工	3
5	コンクリート工	44	20	屋根葺工	154	35	設計士	227
6	土工	114	21	ガラス工	2	36	測量士	3
7	石工	83	22	塗装工(土木建築工事)	519	37	建築検査員	4
8	レンガ工	2	23	建具工	200	38	外構工	28
9	タイル工	25	24	電気工	217	39	建物サービス工	12
10	ブロック工	3	25	電気通信工	6	40	建設機械運転士	20
11	造園工	20	26	鉄骨工	47	41	現場責任者	71
12	設備工	234	27	溶接工	22	42	作業員	29
13	消防防火設備工	1	28	鉄筋工	50	43	役員事務員	403
14	防水工	62	29	板金工	465	44	その他(営業等)	17
15	製材工	11	30	水道工	22		合 計	8,944

※建築国保組合は建築大工だけでなく、土木建築業に従事する様々な職種の方からご加入いただけます。

『新建国保だより』第100号回顧

1. 広報の役割(使命)

組織の広報には、次のように大きく二つの役割があります。

(1) **速報性** ⇒ 組合員の皆様に、タイムリーな情報を提供することです。新建国保では、運営上、最も重要な「組合会」を開催の度に、事業と予算、そして収支決算報告を重点的に広報するとともに保険証の更新や健診の奨励、諸届や事故防止などを広報しています。なお、「新建国保だより」とは別に、年度初めに、「建築国保のご案内」や「人間ドックや特定健診等のガイド」、「ジェネリック医薬品の推奨」などを発行しています。



(2) **記録性** ⇒ 「新建国保だより」には、国保組合の歴史を刻み、足跡を残すという大切な使命もあります。毎年の組合会の記録や国の社会保障制度改革とそれへの対応など、時代の変化も記録されていきます。さらに、記念すべき事業として、周年記念のしおり(冊子)の発行があります。昭和55年7月5日発行「建築国保創立10周年記念誌:創立10年のあゆみ」、平成2年7月6日「創立20周年記念誌」、平成7年7月7日「創立25周年記念誌」、平成12年7月7日「創立30周年記念誌」、平成17年7月5日「創立35周年記念誌」があります。周年記念式典には、来賓として厚生大臣や県選出国會議員、県知事や連合会会長、全協会長等のお名前が記載されています。

2. 「新建国保だより」&「記念誌」発行の経緯

「新建国保だより」は、昭和55年3月10日に第1号が創刊され、今回で記念すべき第100号となりました。新建国保組合は、「日雇健康保険」の擬制適用の廃止に伴い、建築組合連合会を母体として昭和45年8月1日に発足し、幾多の困難を乗り越え、10年後に「新建国保だより」発行を迎えました。

この創刊号に、当時の曾武川喜佐治初代理事長は巻頭言で、「組合員の皆様に喜んでいただける国保組合でありたい」という念願のもと、設立から終始一貫、10年間に亘って温かいお力添えを頂き感謝します。厳しい国保情勢の中で、国保組合が果たすべき大きな問題に対し、私ども執行部だけでなく、みんなで力を合わせて困難な国保組合の運営に努力しようではありませんか。」と、述べておられます。

「新建国保だより」の体裁は、第1号のみB4判で、その後は第50号までB5判でした。初めは2ページ、その後4~8ページ仕立となっています。また、第4号から第34号まで15回、建築組合連合会の「県連だより」と合併号になっています。県連と国保の相互協力関係がよく分かります。

平成4年3月6日には、現在の「建築国保会館」の落成式がホテルイタリア軒で挙行された記事もあります。また、「新建国保だより」には、組合員や家族(加入者)の増減や保険料の推移などが記録され、時代の流れを見取ることが出来ます。

3. 「新建国保だより」編集方針

現在、「新建国保だより」の発行は、組合会後の8月と4月、それに、平成27年1月1日に復活した新年号の3回となっています。本部では、特に、次の点に留意して編集に当たっています。

- ① 広報の使命である「速報性」と「記録性」を基本に編集する。
- ② 図表などに一言コメントを添えて、「読みやすさ」「分かりやすさ」を工夫する。
- ③ 冬期のインフルエンザ等の予防接種や雪による事故防止など、本部のデータを基に、タイムリーな情報の発信に努める。
- ④ 重点事業、例えば、今年度から新たにスタートした「健康づくり推進事業」について、「顔が見え、声が聞こえる支部主体」の取組を紹介し、「治療医療」から「予防医療」への意識転換や新建国保組織の拡充・強化に資する。
- ⑤ 支部や組合員の声を載せ、双方向性のある「新建国保だより」を目指す。

“組合員の皆様、どうぞ、「新建国保だより」をよくご覧の上、ご活用ください!”

「顔が見え、声が聞こえる支部健康づくり事業」

【上越・頸南支部】

“斐太歴史の里を巡る健康ウォーク”

去る6月4日(日)、恒例の健康ウォーキングを実施し、組合員とその家族38名が参加しました。

場所は、妙高市にある自然豊かな里山と国指定史跡「斐太遺跡」をガイドの方に説明していただきながら約1時間半散策しました。

「斐太歴史の里」周辺には、越後を代表する植物や天然記念物に指定された古代アゲハのギフチョウが生息し、出会えるところです。

参加者一同、新緑で雨上がりの澄み渡る空気の中、マイナスイオンをたっぷり浴びてリフレッシュすることができました。



【上越・吉川支部】

“健康ウォークと健康講話実施計画”

支部では、今年9月23日(土)に、健康づくりと運動不足の解消につなげるため、「長峰池周辺」と「ゆったりの郷」周辺でウォーキングを計画しています。

また、ウォーキング終了後に、「人間ドックの健診結果」の見方について、健康講話を実施し、病気等の予防につなげたいと考えています。

現在、国保の組合員は32人、家族は34人で、被保険者は全部で66名ですが、殆どが顔見知りなので、お互いに声を掛け合って20名以上の参加を見込んでいます。小規模支部ならではの和やかで楽しいイベントにしたいものです。

予算は、施設の入館料や茶菓代、リクレーション保険料や講師へのちょっとしたお礼などで有効に活用したいと考えています。



【下越・西蒲燕支部】

“好評です! 支部健康ウォーキング”

西蒲燕支部では、毎年9月に健康ウォーキングと、12月に健康講話を実施しています。

健康ウォーキングは、多くの組合員様初めご家族様の参加をいただき、地域に残る沢山の自然が残る歴史ある名所、旧跡のウォーキングとしてご好評をいただいております。

そして、今年も「良寛様で知られる国上山」周辺の散策と、何よりも「国上寺」のご住職の法話も計画しており、参加者の皆様に喜んでいただけるのではないかと考えております。

これからも、健康の保持・増進と生活改善の一助となる楽しい企画を実践していきたいと考えております。



◆医療関係費の支出は、年約45億円、保健事業費は約1億5千万円。健康づくりが第一!!!

現況調査を実施しました!

現況調査にご協力いただき、ありがとうございました。
提出していただいた調査票は全て内容を確認し、変更の
回答があった方につきましては、変更処理を行いました。

平成30年度も同様に、現況調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。



保険証が変わりました!

- ◆氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆保険証裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆5級組合員にも、会員証(白色)を発行しています。
- ◆文字の摩耗や、記載内容の誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部にご連絡ください。

8月1日からは
「水色」です



保険証・特定健診受診券の紛失にご注意ください

毎年、保険証を紛失される方がいます。病気やケガで医療機関を受診するときに困らないよう、置き場所を決めて保管してください。盗難等で不正使用されないよう、外出時の保険証紛失には気をつけましょう。

また、特定健診受診券を紛失される方もおられます。受診券は、40歳以上の方が人間ドックや特定健診を受けるときに必ず必要となります。受診券は毎年春に送付されますので、受診日まで大切に保管してください。

【もし紛失してしまったら】所属支部にご連絡ください。(再交付の手続きができます。)



トピックス ⇒ あるある「支部健康づくり事業」

先月、全支部宛に今年度の「健康づくり」事業プランについて、アンケート調査を実施しました。49支部中、48支部が計画。(結果は、メールで各支部へ報告)

健康講話では、「歪みを正せば痛みは取れる」「ドック健診結果」「熱中症対策」「救命救急講習会」など。歯科衛生士の方から、「健口講話」や「健口体操」もあるとお聞きしました。スポーツでは、「健康ウォーク」「運動会」「ドッジボール大会」「タオルを使った体操」「器具を使ったフィットネス」「ストレッチ体操」「ボーリング」「ゴルフ」などがありました。「医者いらず」につなげたい「健康づくり」事業は、なかなか奥が深く、楽しみです!

70歳以上の
皆さまへ

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が 変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
		現役並み 課税所得 145万円以上の方	44,400円
一般 課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,400円	
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月から

外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <多数回 44,400円※2>
14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回 44,400円※2>
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

適正受診にご協力を！

ちょっとした心がけで医療費節約！

適正受診のため、普段から心がけたい5つのこと

□ 休日や、夜間の受診は避けましょう

体調がおかしいと感じたら、できるだけ早めに診療時間内（平日の昼間）に受診しましょう。

子どもの場合は、小児救急電話相談（#8000）を利用できます

【新潟県の小児救急医療電話相談】

看護師や医師から症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスが受けられます。

◆受付時間◆ 毎日 午後7時～午後11時

◆電話番号◆ 025-288-2525 または 局番なしの #8000

※#8000の利用はプッシュ回線の固定電話または携帯電話からとなります。

◆料 金◆ 通話料金のみ負担

□ かかりつけ医を持ちましょう

病気になったとき、日頃の健康に不安を感じたときに相談できる『かかりつけ医』を持ちましょう。気になることがあったら、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

□ 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。医療費が増えるだけでなく、重複する検査や投薬で、かえって体に悪影響となる心配もあります。今受けている治療に不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

□ お薬手帳を持ちましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、かかりつけ医以外の医療機関を受診した場合や災害等の緊急時に適切な薬の処方を受けることができます。

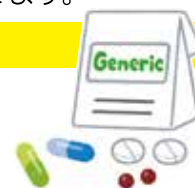
□ ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあとに新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。開発費が低く抑えられるため、新薬よりも安価に製造できます。特に高血圧や糖尿病などで継続的に薬を服用している方は薬代を減らす効果が期待できます。

建築国保では、ジェネリック医薬品差額通知を実施しています。

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる金額をお知らせする通知です。（年3回お知らせします。）切り替えの参考にご活用ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えは、医師の診察・診断を受けた際に処方相談してください。



仕事中のケガや病気は労災保険で！

業務によるケガや病気については、労災保険から手厚い給付が受けられます。
家族の安心のためにも、必ず労災保険に加入しましょう！

あなたと、
あなたの事業所は
労災保険に加入
していますか？



① 一人でも従業員を雇っている事業所は、必ず労災保険に加入しなければなりません。

② 一人親方、事業主、家族従業員は特別加入をすることで労災保険が受けられます。

※労災保険に未加入のため、業務によるケガや病気の治療に保険証を使う方がいますが、労災保険で治療を受ける事が大原則です。

特定健診・特定保健指導を受けましょう!! 40歳～74歳の加入者が対象です



生活習慣病の予防を目的とした健診です。
特定健診の結果、生活習慣病にかかるリスクが高いと
わかった方は保健師等による保健指導を受けられます。

特定健診の受診に必要なもの 受診券(29年度はピンク色) + 保険証

健診の費用

特定健診・特定保健指導ともに自己負担無し。
費用は全額建築国保が負担します。

特定健診	費用額(円)	自己負担額(円)
集 団	6,914	0
個 別	8,579	0
ファミリー健診	16,200	4,860
人間ドック	35,000～	15,000～



特定健診は市町村が行う集団健診か医療機関での個別健診でも
受診できます。対象医療機関一覧表は受診券と同封してあります。

人間ドック 胃カメラに変更可能です。但し健診機関へ事前予約が必要です。

下記の医療機関ではバリウム検査を胃カメラ検査に変更できます。

- ☆ 労働衛生医学協会 …………… ☎ 025-267-1200
- ☆ 健康管理協会 …………… ☎ 025-283-3939
- ☆ 健康医学予防協会 …………… ☎ 025-279-1100
- ☆ 上越地域総合健康管理センター …… ☎ 025-524-7111

★★★追加料金の詳細は健診機関にお問い合わせください。★★★

ファミリー健診パック 事前予約が必要です。支部へお問い合わせください。



「40歳～74歳の皆様」

特定健診・人間ドック・ファミリー健診パックの
受診には、特定健診受診券が必要となります。
受診日には必ず持参して下さい。

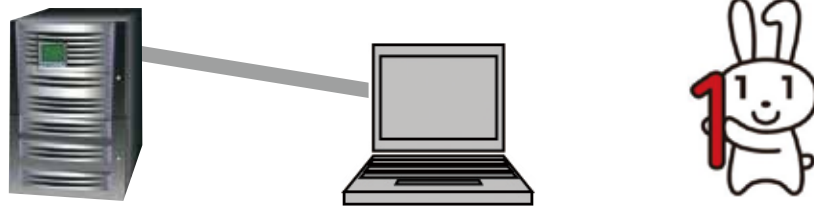
本年秋頃からマイナンバー 制度の本格運用がはじまります

本年秋頃より、マイナンバー制度の本格運用がはじまります。

これにより、現在は各種届出や申請に際し、皆様から市役所等へ直接足をお運びいただき、手数料を支払って取得していただいている住民票等の提出の代わりに、マイナンバーをご提示いただくことで、建築国保組合本部の専用端末から、住民票情報をオンラインで直接取得することが可能となります。

その結果、皆様からの住民票等の提出が不要（一部例外あり）となり、手間と費用の両面の負担が軽減されるメリットが見込まれています。

なお、マイナンバーは各種届出の際に必要な応じてご提示いただくものであり、それ以外でマイナンバーをお聞きすることはありません。



マイナンバーに関する今後の動向

所得税等における「医療費控除申告簡素化のための医療費通知の活用」が検討されています。

具体的には、用紙による申告・電子申告ともに、医療機関等の領収書の保存等に代えて、医療保険者の医療費通知を確定申告書に添付する明細書として活用することにより、医療費控除の申告手続きを行うことができるようにするというものです。

実施時期は平成30年1月以降が想定されており、各医療保険者は順次制度適用開始を行って参ります。

編集後記



今号は、記念すべき第100号。第1号から目を通すと、国保の歴史が伝わってきます。去る7月10日(月)の第97回組合会は、近年になくスムーズに進行し、全議案が承認されました。

また、今年から再スタートした「支部健康づくり推進事業」の紹介に当たっては、三つの支部から原稿を寄せていただき、感謝申し上げます。

残暑厳しい折から、どうぞ、ご自愛の上、お過ごしください。